

議案第 10 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

亀山市道路占用料徴収条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 27 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

亀山市道路占用料徴収条例（平成17年亀山市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「若しくは第3項」を「又は第3項」に、「し、又は法第35条の規定により同意した」を「した」に改める。

第3条第1項第1号中「法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第19条に規定するものを除く。）及び」を削る。

第4条中「若しくは第3項」を「又は第3項」に、「し、又は法第35条の規定により同意した」を「した」に、「し、又は当該占用の同意をした」を「した」に改める。

別表占用物件の欄中「令第7条第1号に掲げる物件」を「道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。